

3-(2)-2-①

反社会的勢力に対する基本方針の社内外への宣言  
(社内掲示、ホームページ等掲載資料など)

3. 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

3-(2) 内部管理体制の整備

3-(2)-2 反社会的勢力による被害の防止

3-(2)-2-① 反社会的勢力に対する基本方針の社内外への宣言(社内掲示、ホームページ等掲載資料など)

## 反社会的勢力に対する基本方針

企業はこの社会から反社会的勢力を排除する社会的責任を有し、当該勢力の排除は当社の保護を図るうえで不可欠であることに鑑みて、当社は、反社会的勢力による被害の発生を防ぐため、当該勢力に対する基本方針を以下のとおり定める。

また、当社は、その事務所内において、上記の基本方針を公開する。

### (基本方針)

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」による被害を防止するために、次の基本方針を宣言する。

- (1) 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保する。
- (2) 反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携関係を構築し、経営トップ以下組織全体で対応する。
- (3) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然として法的対応を行う。
- (5) 当社は、どのようなときも裏取引を行わない。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。
- (6) 反社会的勢力であることを知りながら、反社会的勢力が将来行う又は既に行った行為の対償として、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定する者に利益を供与しない。
- (7) 利益の供与が反社会的勢力の活動を助長し又はこの運営に資することになると知りながら、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定する者に利益を供与しない。ただし、当社が、相手方当事者が反社会的勢力であることを知らずに契約上の義務を履行した場合、又は契約上の義務を履行する相当な理由がある場合はこの限りではない。

以上